

会議の名称		武雄市・山内町・北方町合併協議会第11回会議	
開催日時		平成18年1月19日(木) 14時00分開会・14時28分閉会	
開催場所		山内町農村環境改善センター	
議長氏名		古庄健介	
出席・欠席者氏名		別紙「出欠者名簿」のとおり	
事務局氏名			
会議事項	1 議題 別紙	2 会議結果 別紙	
	会議の経過		
会議資料		別紙のとおり	
その他の必要事項			
会議録の確認			
年 月 日		議長	
		署名人	
		署名人	

武雄市・山内町・北方町合併協議会委員出欠者名簿（第11回）

番号	職	氏名	出欠
1	武雄市長	古庄健介	
2	武雄市議会議長	谷口攝久	
3	武雄市議会議員	牟田勝浩	
4	武雄市助役	古川弘安	
5	武雄市	山口行人	
6	武雄市	草場美佐子	
7	武雄市	松永良恵	
8	武雄市	花田晴年	
9	武雄市	貝原良太	
10	山内町長	永尾光義	
11	山内町議会議長	杉原豊喜	
12	山内町議会議員	松尾興直	
13	山内町助役	稲田幸男	
14	山内町	川久保勝之	
15	山内町	木須夕三子	
16	山内町	田代弘	
17	山内町	永尾信行	
18	山内町	小島靖枝	
19	北方町長	松本和夫	
20	北方町議会議長	黒岩幸生	
21	北方町議会議員	池田正義	
22	北方町助役	徳永正敏	
23	北方町	上野淑子	
24	北方町	松田恵子	
25	北方町	田崎義兼	
26	北方町	奥野廣幸	
27	北方町	小池一哉	
28	佐賀県経営支援本部市町村課長	黒岩春地	欠席
29	佐賀県統括本部政策監	山崎忠文	欠席

武雄市・山内町・北方町合併協議会事務局出欠者名簿（第11回）

番号	職	氏 名	備 考
1	事務局長	野 田 守	出 席
2	参 事	市 丸 孝	〃
3	事務局次長	角 眞	〃
4	〃	古 賀 雅 章	〃
5	〃	浦 川 正 盛	〃
6	事務吏員	松 尾 司	〃
7	〃	大 野 貴 宏	〃
8	〃	鈴 田 洋 文	〃
9	〃	古 賀 龍一郎	〃
10	〃	飯 田 明 子	〃
11	〃	黒 岩 貴 裕	〃

1 開 会

野田事務局長 こんにちは。本日はお忙しい中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。
います。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより武雄市・山内町・北方町
合併協議会第11回、最終回ということになりますけれども、よろしくお願
いいたします。

では、本日の委員の出席状況でございますけれども、28番の県の市町村課
長の黒岩様、それから29番、統括本部政策監グループの山崎様、以上2名が
欠席ということになっております。委員総数29名中27名の御出席をいた
いでしております。協議会規約第9条第1項の規定により、委員の半数以上の出席
要件を満たしておることを御報告いたします。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

古庄会長 皆さんこんにちは。年始めの大変忙しい中にお集まりいただきまして、あ
りがとうございました。いよいよきょうが最後の第11回の合併協議会とな
ります。どうかよろしくお願いいたします。

委員の出席状況につきましては、今報告のとおりでございますので、ただ
いまから早速会議に入りたいと思います。

まず、議事録署名の委員を指名いたします。

委員番号9番、武雄市の貝原良太委員、委員番号20番、北方町の黒岩幸生
委員のお二人をお願いをいたします。

それでは、お手元の次第に従って議事を進めてまいります。

まず、報告第25号を議題といたします。説明を求めます。

事務局 それでは、会議資料の2ページをお願いいたします。

報告第25号 武雄市・山内町・北方町合併協議会第10回会議結果について。

まず、報告事項ですが、第9回の会議の結果につきまして報告をいたして
おります。

次に、協議事項として、協議第40号 合併までに調整する事項の取扱いに
ついて(その5)でございますけれども、行政区の取扱い中、駐在員の皆さ
んの報酬の額等につきまして、継続して協議をいただいたということござ

います。前回の会議におきましては修正案ということで、ここからまで掲げておりますけれども、まず1点目が「駐在員の報酬は、基本額を40万円とし、行政区の世帯数が50世帯を超える場合、その超えた1世帯あたり2,380円を加算する。」ということ、それから、2点目としまして「駐在員の業務を補完する行政区の組織の運営経費に充てるため、1世帯あたり500円の委託料を支払う。」それから最後に3番目としまして、「行政と行政区との関係について、市からの委任事務と行政区の自主的活動を整理し、新市において制度の見直しを検討する。」と、こういった修正案に基づいて協議をいただき、修正案のとおり確認をいただいたということでございます。

以上です。

古庄会長

ただいまの説明で何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、このように確認をさせていただきます。

次に、報告第26号を議題といたします。説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

報告第26号

武雄市長職務執行者について

武雄市、杵島郡山内町及び同郡北方町の廃置分合に伴う職務執行者に関する協議が別紙のとおり調ったので、報告する。

平成18年1月19日

武雄市・山内町・北方町合併協議会

会長 古庄健介

4ページをごらんいただきたいと思います。

去る1月11日に1市2町の首長さん方による協議が行われまして、4ページにあります、この協議書にありますとおり確認がなされております。

武雄市長職務執行者としまして、現山内町長の永尾光義町長にお願いするということで協議が調っております。

以上です。

古庄会長

ただいまの件について何か御質問、御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでございますので、このように確認をさせていただきます。

次に、報告第27号を議題といたします。説明を求めます。

事務局

済みません、お手元の会議資料の5ページをお願いします。

報告第27号

即時施行する条例について

合併の日に武雄市長職務執行者が専決処分し、即時施行する必要のある条例を次のとおり報告する。

平成18年1月19日

武雄市・山内町・北方町合併協議会

会長 古庄 健介

資料の方、次の6ページをお願いします。

新市の例規関係でございますけれども、条例以下、要領、要綱まで含めまして、1市2町の例規で作成の対象として検討を行ったものについて、約1,000件程度ございました。そのうち、合併協議会における確認内容等に基づいて、各分科会、専門部会、幹事会等で調整をした結果、平成18年3月1日に即時施行するものというものが約670本程度ございます。そのうち、こちらの資料の方に職務執行者の専決処分という形で、即時施行する条例についてのみ記載をしております。

6ページの方から21ページまで、新市の例規集の目次の案に沿った形で、第1編からつけております。

まず、第1編の総規のところですが、資料の6ページになります。市役所の位置を定める条例から基本的な物事をまず規定しております。

第2編につきましては、同じく6ページでございますが、議会に関する条例ということで規定をしております。ここでは定例会の条例1本が上がっておりますけれども、それ以外についての規則以下につきましては、新市の議会が決まってから、新市の議会において策定をされるという形になってまいります。

第3編が執行機関ということで、6ページの下半分からになりますけれども、まず市長部局についての組織関係の規定をしております。それから、7ページの方、中段以下になりますが、第2章として教育委員会、ここは後だって第7編の方に規定をされておりますけれども、それ以下、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会ということで、各行政委員会の組織について規定をしておるといことです。

資料を1ページめくっていただきまして、8ページ、上段でございますが、第4編ということで人事関係、これは主に地方公務員法の規定に基づく一般職員、特別職員関係の人事に関する規定を定めております。

続きまして、9ページの方でございますが、第5編として給与ということです。これにつきましても、特別職、一般職、技能労務職、それと各職員に関する旅費、費用弁償等について定めております。

続きまして、10ページの方でございますが、第6編ということで財務関係の規定をしております。通則から会計、それと税・税外収入ということで市の税条例、国民健康保険の税条例、それに手数料条例関係を定めております。

ここで一つ追加の方をお願いしたいと思いますけれども、第3章の税・税外収入のところの一番下段になります、武雄市督促手数料及び延滞金条例がございますけれども、その下に「武雄市の公の施設の使用料に係る消費税及び地方消費税の取扱いに関する条例」ということで、これにつきましては、公の施設関係に当然使用料関係の規定があるわけなんです、その使用料について、消費税等の相当額を含んだところでの表記であるというようなことで、その取扱いに関する条例を定める必要がございますので、これを追加していただきたいというふうに思います。もう一度、題名について繰り返しますけれども、「武雄市の公の施設の使用料に係る消費税及び地方消費税の取扱いに関する条例」ということになります。1点追加をお願いします。

それと、その第6編、財務関係で11ページになりますが、第2節については、各種の基金の方です。各市町から持ち寄った基金、統一した基金等がございますけれども、そういったものについて11ページの方に規定をしております。

続きまして、12ページ下段ですけれども、第7編ということで、先ほどの教育関係の組織を含めて、学校教育、社会教育、社会体育に関する公の施設等に関する設置条例も含めたところで、12ページ、13ページの方に規定をしております。

続きまして、14ページ、第8編になりますけれども、8編の方は主に民生関係の規定ということになります。社会福祉、児童・母子福祉、第3節、15ページになりますが、老人福祉、第4節で障害者福祉、あと、第2章国民健康保険、第3章が衛生という形で規定の方をしております。

16ページの方に入りますと、先ほどの同じく民生関係でございますが、第2節として環境衛生、第4章、環境保全、第5章市民生活、主に戸籍住民に関する規定をここで掲げております。

17ページの方になりますが、第9編、産業経済ということで、主に農業委員会、農林関係、それと次のページにまいりますけれども、18ページでは畜産及び林業関係、それに商工・観光ですね、そういった分に係る条例、それと、同じく公の施設の設置条例という形で規定をしております。

19ページ、中段のところ産業経済のところ公営企業分ではありますが、競輪事業をここに規定しております。

19ページ下段から第10編、建設関係の分野をつけております。土木・河川から始まりまして、20ページの方では都市計画関係、公園・緑化関係、住宅・建築、それに下水道関係を規定しております。

20ページ、下段になりますけれども、第11編として公営企業、水道事業関係、それと病院事業関係について規定をしております。

最後になりますが、21ページ下段に第12編として消防関係の条例の方をこちらの方に上げております。

例規集のつくりとしましては、この後、第13編の方に暫定施行ということで、目次としては上がってくるんですけれども、条例につきましては、暫定施行する条例が該当ございませんので、こちらの方には上げておりません。

あと参考までに、予測で御説明申し上げておきますが、条例以外で暫定施行するものについて、今最終的な調整を行っておりますけれども、約20本程

度補助金の交付要綱なり、規則なりというもので、20本程度が暫定施行の対象として上がっているところでございます。

説明の方は以上です。

古庄会長 説明が終わりましたので、御質疑、御意見を賜りたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでございますので、報告のとおり確認をさせていただきます。

次に、報告第28号を議題といたします。説明を求めます。

事務局 資料の22ページをお願いします。

報告第28号

新市の施設の名称について

新市の施設の名称を次のとおり調整したので、報告する。

平成18年1月19日

武雄市・山内町・北方町合併協議会
会長 古庄健介

23ページをお願いします。

公共施設の名称変更について、新市における公共施設の名称については、原則として現行の名称を基本とし、住民にわかりやすいように下記基準に基づき統一をしております。なお、ここでいう名称とは条例に基づく公称のことで、愛称の変更はありません。

基準についてですけれども、まず1点目、「武雄市の施設の名称については、原則として現行の名称とする。」と。2点目、「町名及び町立が冠されているものについては、「武雄市(立)」に置き換えることを基本とする。(設置主体を明確にする必要があるものについては、原則「市立」とする。)」と。

(1)ですけれども、「施設等の名称の最初には「武雄市」を付け、町名が付いているものについては「町」の文字を取る。」と。

(2)、「施設等の名称の最初には「武雄市立」を付け、町名が付いているものについては「町」の文字を取る。」と。

3点目ですけれども、「類似した施設の名称については、区別がつき、かつ、所在が明らかになるよう旧町名（「町」の文字は削除する。）を付ける。」と。

最後の4点目ですけれども、「1及び2にかかわらず、利用者が地区の住民に限られるような施設等については、旧町名を省略することができる。ただし、市内に類似目的の施設等があるものについては、旧町名又は大字名等を付ける。」ということで、調整をした施設の名称の方につきましては、次の24ページと25ページの方に主要施設一覧表といった形で載せております。これについては目を通していただきたいと思います。

ここで、1点修正がございます。資料の25ページですけれども、種別でいきますと「市町営住宅」のところですが、武雄市の一番最後のところなんですけれども、現在の名称のところ「第2山下」となっておりますけれども、この後に「住宅」という文字が抜けておりましたので、訂正の方をお願いしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

説明については以上です。

古庄会長

説明が終わりましたので、御質疑、御意見を賜りたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでございますので、このように確認をさせていただきます。

次、その他に入ります。その他、何か皆さん方の方からございますか。事務局の方から何かあるんですかね。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、ないようでございますので、私の方から、最後でございますので、ごあいさつ申し上げたいと思います。

本協議会につきましては、平成16年12月8日に協議会が設置されまして、第1回目の会議を16年12月16日に開催いたしまして、本日が11回目ということになります。1年余りの長い期間にわたって熱心に御協力いただきましたことを改めてお礼を申し上げたいと思います。

その間、3月24日には武雄市・山内町・北方町のそれぞれの議会において合併関連議案を可決いただきました。29日に県知事へ合併を申請し、7月25

日に佐賀県知事から合併決定通知が交付され、11月4日に総務大臣の告示がなされ、すべての手続が終了したところであります。

そういうことで、皆さん方に1年余りにわたって、本当に忙しい中に御出席いただき、熱心にご協議いただきましたことを改めてお礼を申し上げたいと思います。

今後、また新しい市が発足するわけですけれども、皆さん方にはいろいろな立場でご指導、ご援助いただくことがあると思いますので、その節はまたよろしく願いいたします。

これから新市計画のまちづくりというものに向かって、新しい住民全員が一致して、その目標に向かって進むということになります。どうかよろしく願いいたします。(拍手)

それでは次に、松本町長さんにごあいさつをお願いいたします。

松本北方町長

じゃ一言、お礼を兼ねてごあいさつ申し上げたいと思います。

感無量でございます。と申しますのは、ともに2回、この合併が崩れまして、3回目にようやく1市2町ということで、今経過報告があったとおり、合併が3月1日ということになったわけでございます。これもひとえに皆さん方の御協力によってでき上がったんじゃないかと思います。心からお礼申し上げます次第でございます。

感無量と言ったのは、これで私は引退をいたします。長い間考えてみますと、大学を出て、国会議員の秘書として国会で生活し、49年から町長をさせていただきまして、32年間でございます。その間、平成7年から県の町村会長、それから、平成11年からは全国の副会長もさせていただきました。また、各省の審議会の委員もさせていただいたわけでございます。

そういうことを考えますと、長い間、40数年、私も政治生活で、地方自治体の立場で頑張ってきたつもりでございます。

そういうこと等を考えますと、長い間、地域の皆さん方に非常にお世話になって、私自身も地方の立場で今まで頑張ってきたということで、私自身は満足しております。70を過ぎました。これで清く引退をします。皆さん方本当にありがとうございました。

今後、新武雄市のために皆さん方が協力して、立派な武雄市、そして、佐賀県西部の核としてつくり上げていただくと同時に、こればかりじゃございません。やはり周りも吸収して、10万都市形成、これをやって、1市2町が核となって、大いに皆さん方とともに羽ばたくようにご指導、ご鞭撻をよろしく願います次第でございます。

本当に皆さん方のご協力によって、立派に新武雄市が生まれるわけでございます。心からお礼とともに、今までお世話になりましたことを心からお礼申し上げます、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

古庄会長 それでは次に、永尾町長さんをお願いいたします。

永尾山内町長 皆さん、本当に御苦労さまでございました。先ほど経過報告がございましたように、一昨年の12月からの1市2町の合併協議ということで、非常に短期間の協議でございました。しかし、ここに至るまでは1市2町それぞれの歩みがあったわけでございますけれども、このつながりの深い1市2町が、このように見事に合併を迎えるという運びになったこと、本当に私としても感謝申し上げたいと思います。

短期間でございましたけれども、委員の皆さん、そしてまた、事務局の皆さん、そしてまた、各市町の職員の皆さん、それぞれいろんな詰めの方をやっていただいたことでございます。御苦労さまでございました。

それとまた、各市町、それぞれ住民説明会とかいろいろ行いながら、理解を得ながらここに来たものと思っております。すべての1市2町の皆さんとともに、新市を本当にうれしく迎えたいと思う次第でございます。

それと、私、先ほどありましたように、新市長さんが誕生されるまで職務執行者ということを抑せつかった次第でございます。移行期として何かという重責だなというふうに思っておりますけれども、また皆様方の御協力を得ながら遂行させていただきたいと思っておりますので、また、この件もよろしく願いたいと思います。

本当に皆様方、御苦労さまでございました。いい新市をつくりましょう。本当にありがとうございました。(拍手)

谷口委員 議会からもいいですか。

古庄会長 はい、どうぞ。

谷口武雄市議会議長 この協議の間に、議会の立場で私たちは出させていただきましたけれども、新しい市を迎える、新市の市民の方々のいろいろな考え方とか思い、願いというものがこの論議の中でいっぱい出たことが、新しい市の大きな糧となるんじゃないかという気がして、この審議にも参加させていただいて感謝をいたしております。

歴史の節目にこういう協議会の委員として、あるいはまた、議会もタッチできたことが非常に喜びだと思っております。

特に、先ほど永尾町長さんからもお話がありましたように、2市4町のときは4,000項目ぐらい項目があったんですけど、1市2町で少なくとも3,000項目ぐらいの項目があった中で、きょうの議題に出てきている分だけでも1,000項目を超えていますね。そういう膨大な取り組みを、それぞれの市、町の職員の方々が懸命に新しいまちづくりのためにいろんな調整をし、努力をされたことを、本当に頭の下がる思いでございます。

私たちは、それぞれの立場から申し上げるだけでしたけれども、本当に職員の方の御努力というものは大変だったと思います。やはり心の中に新しい市をつくるためにはという、本当に必死の願いがあったことを感じました。また、協議会に参加してもらった委員の皆さん方もいろんな意見を聞かせていただいて、こういうことが大事だったなということをしみじみ感じたこの11回の会議でございました。心から感謝を申し上げたいと思います。本当に御苦労さまでございました。(拍手)

古庄会長 山内町、それから北方町の議長さん何か。じゃ、どうぞ。

杉原山内町議会議長 失礼します。先ほど会長さんからお話がございましたように、私も5年間、合併協議会に参加をさせていただきました。今回はまとまるだろう、今回はまとまるだろうというもとで協議会に参加してきましたけれども、なかなかうまくいかなかった。しかし今回、1市2町でまとまったということでございます。これにつきましても、協議会の皆様方、また議会、そして、職員の皆さん方のいろいろな面でのご尽力のたまものだと感謝申し上げます。

そして、一番のおかげは1市2町の住民の皆さん方の御理解と御協力だと思うわけで、本当に皆さん方に感謝を申し上げまして、ごあいさつといたします。どうもありがとうございました。(拍手)

黒岩北方町議会議長 最後までございますけれども、最初にこの席で、初回のときに、どういうまちをつくるのかという話の中で、私は山内町の自然を生かして、そして、武雄市を中心として、北方町の道路も生かす、そういうまちをつくりたいということから始まったわけでございます。途中、いろんなことで、小さなことだったかもしれませんが、基本合意のために一生懸命汗を流し、激論しながら、やっとここまで来たということでございますけれども、振り返ってみますと、ただ単に大枠を決めただけだと。まちづくりはこれからだという気色がさらにしているところでございます。これから先、住民の皆さん方が、一人一人がこの協議会の案を見て、そして、さらにすばらしいものをつくっていくと、そういう気概が一番大事ではなからうかと思っているところでございます。そのためには、5万3,000人みんなが一つの方向に向かって、頑張っすばらしい武雄市ができるように、これからみんなで頑張っていきたいと思っているところでございます。長い間大変お疲れでございました。(拍手)

古庄会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上で武雄市・山内町・北方町合併協議会第11回を閉会といたします。本当に皆さん長い間お疲れさまでございました。ありがとうございました。